

臨時理事會議事録

令和5年度 第1回

公益財団法人 愛媛県消防協会

2023/05/26

令和 5 年度 臨時理事会議事録

【日 時】 令和 5 年 5 月 26 日(金) 午後 4 時 45 分～午後 5 時 32 分

【場 所】 松山市北持田町 139 番地 2 愛媛県生活文化センター2 階第 1 研修室

【出席者】 理事 12 名（総数 15 名）、監事 3 名（総数 3 名）

事務局 2 名、会計士 1 名、支部幹事 2 名、会長所属事務 1 名

代 表 理 事：大西浩司

業務執行理事：久米幸一、松岡増幸

理 事：別府聡憲、村尾尚登、和氣和清、
渡部純三、高橋公一、立野好仁、嘉村重雄
稲垣聖治、矢野正祥

監 事：曾我部輝寛、小笠原貴雄、藤原展嘉

事 務 局：楠本員三、新野涼子

会 計 士：池田淳一（税理士法人越智会計事務所）

支 部 幹 事：長野光太郎、桑山義央

会長所属事務：玉井 公

【欠席者】 武智邦典、河野忠康、高橋裕二

【議 長】 大西浩司

【定足数】 6 名

< 議 事 >

まず、事務局より規定に定める議事定足数（過半数）に達しており、本会議が成立することが宣言された。

1. 【第 1 号議案】 業務執行理事の選定について

事務局から中予支部 後藤副会長の後任を選定することが説明された。

立野理事より、嘉村理事を業務執行理事（中予支部長）として推挙したい旨の発言があったため、議長がこれを諮ったところ、嘉村理事を除く理事全員が異議なくこれを可決、嘉村理事も承諾した。

2. 【第 2 号議案】 「新型コロナウイルス感染症 入院見舞金の特例運用（令和 5 年 5 月 8 日以降）」について

事務局から下記のとおり説明がなされた。

日本消防協会から 5 類移行後の取扱いについて通知があった。しかし、加入者への不公平感が拭えないこと、必ず支給される訳ではないこと、事実確認できないことに対し、公印を押すことが必須条件となっていることなどから、当協会と

しては、5月8日以降の自己申告による入院見舞金の申請は取り扱わないこととし、会長名で文書を通知し、愛媛県で統一した対応を実施したい。

<理事等のご意見>

(矢野理事) 事務局の説明も十分理解できるが、日本消防協会（以降「日消」）が給付金出すと言うものを、愛媛県だけが辞退することは可能なのか。

(事務局) 日消から事前に相談は受けており、加入者が納得しかねる内容であること、事務担当者も加入者への説明ができないため、取りやめてもらえないかと交渉したが、上の判断で文書がだされた。

その後も給付要件の矛盾点に対して、日消は明確な説明ができるのか確認したが、「ご理解してくれ」の一点張りだった。

事務を執っている人間からすると、事実確認ができない状況に対し、公印を押して申請することが正しい事なのか疑問である。もろもろの理由から、愛媛県としては取り扱わない方向で考えていると伝えたところ、それで構わないし、特に日消に報告はいらぬということであったので議案にした。

(矢野理事) 説明は理解できる。掛金は消防団員個人が掛けている。受け取りの機会を、我々の一存でやめてしまい、加入者から苦情が入ったとき、愛媛県消防協会が責任をとれるのか。

(事務局) 本当に本人がどこにも出かけず7日間自宅待機をしていたのか、市町が確認をとることが前提である。

2類の時も待機期間が7日になっているにも関わらず、10日間療養したと申告が多くあった。ただ、2類では保健所やMy HER-SYS（マイハーシス）など公的機関が陽性証明を出していたこと、政府の指針も7日間だったことから、疑問に思う申請書もたくさん見てきたが、全て日消に請求して、全件支払われた。

今回は5日間となっていることから、事務担当者が実際確認するのは難しいことに対し、団長や消防長の印鑑を押して提出するのか、加入者が5、6千円支払ってコロナ陽性の診断書を取ったとしても、やむ得ない理由を日消が認めない場合、支給されないので、現場が混乱する。

加入者への説明ができない、申請したが通るかわからないなど、不確定なものに対して、周知徹底が難しいからやめてほしいという意見を事務担当者からも聞

いており、協会の事務を執っている人間としても、今まで挙げた理由から県全体で取り扱わないということを知りたい。

(矢野理事) 言われることは分かるが、2類のときも全て確認できていないのだから、今回も団員のことを信用して、我々は公印をついて申請するしかないと考える。不確定要素があるので取り扱わないということには反対だ。

(藤原監事) いくら支給されるのか。

(事務局) 7日以上が対象で、1日1,500円。年度内であれば過去にほかの病気で、10日入院していた方は、待機期間が5日でも出る。

しかし、2類の時の9/26から5/7の陽性者は相当数いると思うが、協会へ申請がないので実際の数は把握できていない。事務担当者に聞いたところ「申請できないか」という問い合わせは多かったし、愛媛県の様式を持って来られた加入者もいる。2類で出ないのに、5類で出る。同じ5類のインフルエンザや麻疹も出勤停止になるにも関わらず、支給対象外でコロナは支給対象というアンバランスな条件を、事務担当者、部長、分団長、方面隊長などが加入者に対し、納得がいく説明ができるかどうかを考えると、県単位で同じ動きをした方が良く事務局は考えた。

(嘉村理事) 団員が、病院に入院して診断書を取って来た場合はどうなるのか。

(事務局) 入院は支給対象。今回の対象は、自宅やホテルで隔離した生活を送った「みなし入院」。実際に入院された方は、診断書や退院証明書などがもらえるので申請する。

(嘉村理事) 「みなし入院」に関しては、やめましょうかということか。

(事務局) その通り。政府が5日と言っているのに、本人が10日しましたというのは確認しようがない。

(嘉村理事) 入院の証明書があれば、給付すれば良いと思うが、あとは少しどうかと思う。

(議長) 結局、入院をしたら支給されるのか。

(事務局) 日消の入院要件が7日以上であるため、5日ではでない。高いお金を支払い、診断書をとっても申請すらできない。

(嘉村理事) 7日で1,500円なのか。

(事務局) 7日入院で10,500円。平日仕事を休んでまで診断書を取りに行くのはと
いうことで、コロナに限らず、診断書をとらない加入者もいると思う。

(嘉村理事) 保険会社は、今はもう自宅待機では支給していないのでは。

(事務局) していない。

(嘉村理事) 保険会社と同じにしたらいいいのでは。

(事務局) 9/26から5/7の段階的な移行もあり、政府が5類に移行するという報道
があった時、他県の協会職員、日消の福祉部も民間の保険会社と同様なくなる
と思っていたが、実際日消から出された文書は支払うとなっていた。

矛盾しているし、市町によって対応にばらつきがあると他から耳に入ったこと
なども考え、事務担当者の負担軽減もあり、県統一のルールにしたいという事務
局側の思い。

(矢野理事) 掛金を掛けているのは団員であるので、もらう権利があるのは団員。

それを上の判断でチャンスを切ってしまうことはどうかと思う。団員がもらえ
るようになっているのに、何で受け付けてくれないのと言う対応を愛媛県消防
協会は考えておかないといけない。訴えられる可能性もある。

(事務局) もらえる、もらえないの判断は、本当に自宅療養をずっとしていたかど
うかを事務担当者が確認できるのかというところが、キーではないのか。

(矢野理事) できるのかではなくて、個人のことを信用しないと。そこまで事務担
当者に求めるのか。ずっとついておけるのか。

(事務局) それができないから、統一してやめませんかという話。

(矢野理事) 2類の時には、信用してやっているのでは。

(事務局) 2類だからだ。

(矢野理事) 2類の時にできて、5類の時になぜできないのか。同じように判子をつ
いて出せば済む話では。

(事務局) 政府がいう療養期間は、最初2週間、短くなり2類の最後は1週間だっ
た。入院見舞金の支給要件にあっていたから、自宅・ホテル療養をしていたと
認識で処理をした。

5日と言っているにも関わらず、そこは信用しろということで、お金を出して
日消に申請したが通らなかった時、診断書代を返してくださいと県協会に言われ

ても返金できないし、信用するとかしないとかではなく、確認もできないところに公印を押すことができるのか。

(矢野理事) 申請をしたいと、団員が言ってきたら信用して公印を押すしかない。

団員の立場に立てば、絶対、もらえるものはもらった方がいいのでは。

(事務局) それならば、9/26 から 5/7 に陽性となった人が、どうしてももらえないのかと聞いてきた時にどう答えるのか。「日消が決めたから」ですか。

(矢野理事) その時の制度はもらえなかったからで、これからは制度が変わったからもらえるようになっただけ。

(事務局) 「もらえる」が先行したら困る。2 類の時は、書類に多少の不備があっても日消と交渉して支給してもらえるように動いたが、5 類では療養の事実確認ができないので、交渉はできない。

やむを得ない理由が何かは日消も教えてくれないし、支給対象とならなかった場合の加入者への対応は、県協会ではなく市町の事務担当者がしないといけないことを考えても、県統一ルールの方がよくないか。

もらえるのであればという気持ちはわかる。政府の推奨期間が 7 日であれば、まだ違う。政府が 5 日と言っているが、日消の要件が 7 日だから 7 日間療養しましたという自己申告で、申請しても必ずもらえるわけではないこと、2 類でももらえなかった人からの問い合わせは、事務担当者も説明しづらいのでは。

嘉村理事の発言のように、民間の保険会社は 5 月 8 日以降どのような条件でも支給しないとなっており、本来なら、日消も沿うべきだったと県協会も日消の現場も主張していたが、上はそう決めなかった。2 類で支給されなかった人や事務担当者の負担も考えて、ご理解いただけないか。

(嘉村理事) 日消はいつまで支給する予定なのか。

(事務局) 未定。当面様子を見ながら考えていくような通知文だった。日消の現場は、5/8 のタイミングでやめなかったら、終了の機会をとりづらくなるという認識である。

(議長) 政府の指針で待機は 5 日。通常の人であれば、6 日目から出勤するはずなので、日消が 7 日ということは、申請する人がいないと見越しているではと考える。なぜ、日消は 7 日としたのか。

(事務局) 入院見舞金の要件がもともと 7 日以上だから。

(議長) よほど悪いことを考えない限り、ほとんど申請する人はいないのではない
か。

(嘉村理事) 消防に悪意をもって申請する人はいないと思うが、申請してきたとき
にどうするか。それを矢野理事が言っている。

(矢野理事) 出すと言うのだから、欲しい人がいれば出したらいい。別に切らなくて
いい。

(事務局) 2類の時のように絶対にもらえるのであれば、まだ考える。もらえるか
もらえないか、わからないところに、加入者は診断書をお金払って取っている
というところ。

(矢野理事) もらえるか、もらえないか、わからないから、申請しないという考え
方はおかしくないか。

(事務局) 不公平感がある。9/26 から 5/7 の陽性者や同じ 5 類なのにインフルエン
ザはもらえない。インフルエンザも罹れば、学校は出席停止になる。

(矢野理事) 日消が決めたのだから、制度に則って済ませれば良い。インフルエンザ
だろうが、コロナだろうが関係ない。コロナの給付金で出すと日消は言ってい
る。

(事務局) 矢野理事は、それで納得するかもしれないが、県下 1 万 9 千人いる加入
者で雇った人がこの話を聞いて、みんなが納得するとは思わない。

言われるように、この通知文を流しても政府が 5 日と言っているから、申請
しない可能性もある。しかし、市町の事務担当者は日消の通知文を周知徹底する
時、まず、事務担当者自身が納得のいく説明ができないと言っている。

(矢野理事) できると思うが。

(事務局) できないと言われた。昨年、福祉共済の事務をしていた担当者にみんな
電話した。

(矢野理事) うちにも、電話してくれたか。

(事務局) 楠野さんは昨年していないので、電話はしていない。

(矢野理事) 増田に聞いたが、話はなかったと言っていた。

(事務局) 増田さんは部署が変わったから、連絡していない。

(矢野理事) 大洲市には話がなかったということ。置いてけぼり。

一部の意見だけで、物事を決めるのではなくて、愛媛県消防協会は、この理事さんが動かす。事務が動かすのではない。

(事務局) 事務の一意見で決まらなるとわかっているのに、理事会で諮っているが、理事のみなさんは福祉共済の事務を執られていない。

(矢野理事) 執ってはいないが、だいたいわかる。

(事務局) 2 類時どれほど大変だったか、わかりますか。

(矢野理事) うちの前任者にも聞いたが、出てきたのはちゃんと処理をした。「今回こう言う話があるけど、どう思う」と聞いたら、出てきたものはちゃんと処理をすると答えた。それが事務の仕事ではないのか。団員のためになるのなら、処理してあげないといけない。

(事務局) 団員のためになると言いますが、9/26 から 5/7 の加入者のためにはなっていない。

(矢野理事) 今は制度が変わり、新たに出すと言うのだから、9/26 から 5/7 の人たちには制度が違うのだから出なかった、すみませんで済む。

(事務局) 市町で、そのやりとりしていただけるのか。加入者の対応は県協会ではないし、事務担当者や加入者が、直接日消へ問い合わせしないようお願いしている。

(矢野理事) 個人がすることはわからない。

(事務局) 加入者は市町へ、市町は県協へ問い合わせするよう、以前から事務担当者に伝えている。

信用してないわけではない。ずっと、事務を執った人間は矛盾しているにも関わらず、支給すべきではないと思っているが、上の判断だけで文書が出たから理事会に諮っている。

(矢野理事) 福祉共済を運営している方が判断したので、あなたが判断することではない。誰が判断したのか。

(事務局) 日消の福祉共済事務を執っていない上の人たちの判断。

(矢野理事) 愛媛県は統一して辞退するという案を出したのは、誰なのか。

(事務局) 事務局。

(矢野理事) 事務局ではなく、理事会が方向性を決める。

(事務局) 事務局の方向性を議案としているので、理事のみなさんで決定していただいて結構です。

(嘉村理事) この決議は早急に出さないといけないのか。今日、決めてしまわないといけないのか。

(事務局) 日消は5月2日に全国の県協会に文書を発出し、他県は市町に転送している。市町の判断で止めている可能性はゼロではないが。日消から、関東の複数県は市町に転送しないと聞いている。

(和氣理事) 日消の方が給付制度を広げてくるのであれば、制度上、止めるべきではない。

担当者に負担がかかるかもしれないが、申請をしても日消の判断で出ないこともあると団員に説明をする。制度が変わったので、このような対応が本当だと思う。

(稲垣理事) 添付書類に診断書が必要になるため、申請者に負担がかかる。支給金額とのバランスを考えると、申請者が嘘を言うのは、なかなか難しいと思う。

申請が出る可能性もさほどない気がする。敢えて、もらえる機会をつぶすこと自体も必要ない。事務が繁雑になる可能性も低いと考える。

(嘉村理事) 基本的に診断書がなくても、日消は出すということか。

(事務局) 陽性になった証明書(診断書)が必要。

2類の時の「みなし入院」は保健所が発行しており、あとから本人が言えば証明書はもらうこともできた。また、自分でMy HER-SYSというアプリに登録すれば、管轄保健所の公的な証明書として使えた。お金を出さなくても申請はできていた。

(稲垣理事) 検査も有料になるし、診断書も病院によって違うだろうが有料である。

(松岡理事) 証明書は、必ず医療機関のものがいるということか。

(事務局) 5月8日以降、保健所は出さないのが必要。

(松岡理事) 自己申告できる愛媛県の陽性者登録センターというアプリがあり、「保健所での証明書を発行することはできません。このメール文を提示することで、療養証明書に変えることが可能です」と書いてある。現在はどうなっているのか調べていないが、これで通るのか。

(事務局) 申請できる書類とみなしてもらえるか、日消に確認しないと今の情報ではわかりかねる。

(村尾理事) 「医療機関で陽性と診断され」とあるので、みなしの自己申告でも必ず医療機関へ行き、診断書をもらわないといけない。今、保健所はしていないと思う。

(議長) 意見も尽きたようなので、採決する。第2号議案に賛成の方、挙手を。

賛成5名(久米理事、渡部理事、高橋理事、嘉村理事、立野理事)

反対の方、挙手を。

反対5名(村尾理事、和氣理事、松岡理事、稲垣理事、矢野理事)

(議長) 今日、決めてしまわないといけないのか。

(事務局) 他県はすでに転送しており、県外と交流があるところは、事務担当者に問い合わせが殺到してもいけないので、今日決めたい。

(立野理事) 殺到しないと思う。

(事務局) 久万高原町に問い合わせしたときは、「もう、ないものだと思っている」と返答があったが、他の所は「なぜもらえないのか」、9/26から5/7は対象外だと周知徹底していても「もらえますか」という問い合わせがあったと聞いている。加入者数にもよるが市町によって事務負担量も違う。

待機が2週間から短くなっても、2週間と書いてきた書類を多く見てきた。日消にも確認したが、2類だからという理由で対応してきた。信用しないのかとお叱りを受けるのはわかるが、かなりの件数を処理してきて、おかしい書類はあった。今後、真実かどうかわからないものに協会長印を押したくない。できれば今日決めて、事務担当者に通知して、はっきりさせた方がよい。

(別府理事) 正直、どちらの言い分もわかるので、なんとも言い難い。制度があるものを県で、というのはどうかと思う。県で統一するのは、皆さんが納得していれば良いが、どちらでも決めかねるので棄権した。私の一票で決まるのであれば、制度があるのに使わさないのは、問題が生じるような気がするので反対。

再度、議長が第2号議案を諮ったところ、賛成5名、反対6名で否決された。

大西会長は、本日の議事がすべて終了したので議長の席を降り、事務局長が午後 5 時 32 分閉会を宣した。

本理事会の議事の経過の要領及び結果が正確であることを証するため、議事録を作成し、議長並びに出席監事はこれに署名捺印する。

令和 5 年 6 月 2 日

公益財団法人 愛媛県消防協会

捨印

議 長 大西 浩司 ⑩ ⑩

監 事 曾我部 輝寛 ⑩ ⑩

監 事 小笠原 貴雄 ⑩ ⑩

監 事 藤原 展嘉 ⑩ ⑩